明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（三六）　二
〔政　令〕
○外務省組織令の一部を改正する政令（二四八）　三
○労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四九）　四
○労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令（二五〇）　四
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定により、政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった旨を公表する件（総務二〇五）　四
○原戸籍の一部が滅失した件（法務三二二）　六
○国際連合安全保障理事会決議第二千二百十三号（リビアに対する制裁等に関する決議）に関する件（外務一八四）　六
○保安林の指定を解除する件（農林水産一四九六～一四九八）　八
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一四九九）　八
○駐車場法施行規則の規定により登録認証機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通七一三）　九
○砂防法第二条の土地を指定する件（同七一四、七一五）　九
〔国会事項〕
内閣　財務省　防衛省　九
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項　九
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建設業の営業の停止命令、建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
特殊法人等
厚生年金基金解散・清算人就任関係　一〇
会社その他
土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告（法務省）　一〇
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　一二
農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（同）　一二
移動受信用地上基幹放送（一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用して行い、九州・沖縄広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第3の1（1）クにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。）の業務の認定申請受付について（総務省）　一三
移動受信用地上基幹放送（一〇三・五MHzを超え一〇八MHz以下の周波数を使用して行い、関東・甲信越広域圏（基幹放送普及計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十号）第3の1（1）オにおける区域をいう。）を放送対象地域とするものに限る。）の業務の認定申請受付について（同）　一四

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（法律第三六号）（国土交通省）

1　九州旅客鉄道株式会社を旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（以下「法」という。）の適用対象から除外することとした。（第一条及び第二条関係）

2　国土交通大臣は、日本国有鉄道の改革の経緯を踏まえ、次に掲げる者（3の㈠を除き、以下「新会社」という。）が経営する鉄道事業に係る利用者の利便の確保及び適切な利用条件の維持並びに新会社がその事業を営む地域の経済及び社会の健全な発展の基盤の確保を図るため、新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）を定め、これを公表することとした。（附則第二条第一項関係）

㈠　この法律による改正前の法により設立された九州旅客鉄道株式会社（以下単に「九州旅客鉄道株式会社」という。）

㈡　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において九州旅客鉄道株式会社が経営している鉄道事業の全部又は一部を譲受け、合併等により施行日以後経営する者であって、その営む事業の内容等を勘案して国土交通大臣が指定するもの

3　指針は、次に掲げる事項について定めることとした。（附則第二条第二項関係）

㈠　会社間（2の㈠若しくは㈡に掲げる者の間又は当該者とこの法律による改正後の法第一条第三項の会社若しくは旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成一三年法律第六一号）附則第二条第一項の新会社との間をいう。以下同じ。）における旅客の運賃及び料金の適切な設定、鉄道施設の円滑な使用その他の鉄道事業に関する会社間における連携及び協力の確保に関する事項

㈡　日本国有鉄道の改革の実施後の輸送需要の動向その他の新たな事情の変化を踏まえた現に営業している路線の適切な維持及び駅その他の鉄道施設の整備に当たっての利用者の利便の確保に関する事項

㈢　新会社がその事業を営む地域において当該事業と同種の事業を営む中小企業者の事業活動に対する不当な妨害又はその利益の不当な侵害を回避することによる中小企業者への配慮に関する事項